

## 第2章 まちづくりの方向性

### 2-1 関係法規

#### (1) 交通政策基本法

交通政策基本法は、交通に関する施策について、基本理念やその実現を図る基本事項を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明らかにし、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

#### 交通政策基本法

##### 交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識（第2条）

交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者（以下「国民等」という。）の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。

##### 交通の機能の確保及び向上（第3条）

交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担っていること及び経済活動の基盤であることに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、人口の減少その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化、地域社会の維持及び発展その他地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上を図られることを旨として行われなければならない。

- 2 交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、国土強靱化の観点を踏まえ、大規模な災害が発生した場合においても交通の機能が維持されるとともに、当該災害からの避難のための移動が円滑に行われること等を通じて、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑み、できる限り、当該災害による交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に資するとともに、当該災害の発生時における避難のための移動に的確に対応し得るものとなるように配慮しなければならない。

**地方公共団体の責務（第9条）**

地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

**地方公共団体の施策（第32条）**

地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

**（2）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**

この法律は、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的としています。

**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律****基本方針（第3条）**

主務大臣は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
  - 二 第五条第一項に規定する地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項
  - 三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項
  - 四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項
  - 五 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項
  - 六 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
  - 七 その他国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

**国等の努力義務（第4条）**

- 3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力をし、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

**地域公共交通計画（第5条）**

地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
  - 二 地域公共交通計画の区域
  - 三 地域公共交通計画の目標
  - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
  - 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
  - 六 計画期間
  - 七 前号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
- 3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるように努めるものとする。
  - 一 第37条の規定による資金の確保に関する事項
  - 二 都市機能の推進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
  - 三 観光の振興に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
- 4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。
- 7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

## 2-2 上位・関連計画

### (1) 第6期美幌町総合計画

本計画は町の最上位の計画であり、2026年度を目標年次としたこれからの美幌町のまちづくりの目標を定め、その目標を実現するための取り組みを示しています。

#### ①計画年度

平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度）

#### ②将来像及び公共交通に関する施策

##### （将来像）

～ひとつつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ～

##### （基本的な考え方）

町民、地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら効率的な公共交通の運行や利便性の向上を図ることで、利用促進に向けた取り組みを進め、地域住民の足の確保のため公共交通の確保維持に努めます。

##### （施策）

- (1) 総合的な公共交通体系の構築
- (2) 鉄道の充実・確保
- (3) バス路線の充実
- (4) 乗合タクシーの利用促進
- (5) 女満別空港の利便性向上

## 第2章 まちづくりの方向性

### (2) 第2期美幌町都市計画マスタープラン

本計画は、2028年を目標年次としたまちづくりの将来都市像を明確にし、その実現に向けた基本方針を示すものです。

#### ①計画年度

平成21年度（2009年度）から令和10年度（2028年度）

#### ②公共交通に関する基本方針

J R美幌駅と幹線道路を結ぶ交通結節点である駅前交通広場の機能充実及び維持管理の促進により、J R石北本線の利用向上を図ります。

また、身近な公共交通の利便性を向上させるため、バス路線の整備、維持管理の促進を図ります。



美幌駅